第1035回教育委員会

平成28年12月26日 県庁舎教育委員室

- 1 開 会 午後2時
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 平成29年度県立米沢工業高校専攻科入学者選抜第2次募集について (高校教育課)
 - (2) 平成29年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況(11月末現在)について (高校教育課)
 - (3) 平成28年度山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施について (福利課)
 - (4) 平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について (スポーツ保健課)
 - (5) 平成28年度「未来に伝える山形の宝」登録について (文化財・生涯学習課)
 - (6) 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録について (文化財・生涯学習課)
- 5 議 題
 - 議第1号 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)
 - 議第2号 山形県文化財保護条例第36条の5の規定による山形県文化財保護 審議会委員の任命について (文化財・生涯学習課)
- 6 閉 会

平成29年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集実施要項

山形県教育委員会

平成29年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集は、平成29年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

1 募集定員

設置学科	コース	募集人員
	情報技術コース	約3名
生産情報	生産システムコース	約3名
	生産デザインコース	約3名

2 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を、卒業又は平成 29 年 3 月卒業 見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

3 募集公告

県教育委員会の募集についての公告は、平成28年12月16日(金)に県公報によって行う。 県立米沢工業高等学校長は、この公告に基づき募集する。

4 募集要項

- (1) 高等学校では、募集要項に、志願資格、設置学科、入学定員、教育課程の概要、出願手続、検査日時、検査教科、携行品、受検上の注意、合格発表の日時、入学後の経費に関する記述等を明確に記載する。
- (2) 高等学校長は、募集要項1部(入学願書も添付)を平成28年12月22日(木)必着で、 県教育庁高校教育課長あて提出する。

5 出願書類の交付

出願に必要な書類は、県立米沢工業高等学校において交付する。

6 出願期間

平成29年1月4日(水)から同年1月13日(金)正午までとする。 郵送の場合でも締切日時までに必着とする。

7 提出書類

(1)入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和 43 年 3 月県条例第 18 号)に基づき、入学者選抜手数料として 2,200 円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2)履歴書・身上書

学校所定のもの。貼付する写真は、最近3か月以内に撮影した正面顔写真とし、脱帽し、大きさは $4 \text{ cm} \times 5 \text{ cm}$ のもの。

(3)調査書

高等学校卒業(卒業見込み)の者は、当該高等学校の調査書。 高等学校を卒業していない者は、同等以上の学力を証明する書類とする。

(4) 健康診断書

学校所定のものとし、平成 28 年 4 月 1 日以降に受診したもの。卒業見込みの者は在学校の健康診断の写しで可とする。

8 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接(プレゼンテーションを含む)により行う。

- (1)期日 平成29年1月21日(土)
- (2) 場 所 県立米沢工業高等学校
- (3) 選考方法
 - イ 小論文(50分)
 - 口 面接(15分程度)

9 合格発表

平成29年1月25日(水)午後3時予定

10 その他

細部については、平成 29 年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第 2 次募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

<u>資</u>料 平成28年12月26日

教育庁・総務部

平成29年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(11月末現在)

		希望者数(人)		内定	!者数(ノ	人)	内	定率(%)	未内	定者数	(人)	
		県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
	本年	2,311	644	2,955	2,000	573	2,573	86.5	89.0	87.1	311	71	382
	公立	1, 533	454	1, 987	1, 348	414	1, 762	87. 9	91. 2	88. 7	185	40	225
	私立	778	190	968	652	159	811	83.8	83. 7	83.8	126	31	157
	村山	1, 135	151	1, 286	979	129	1, 108	86. 3	85. 4	86. 2	156	22	178
県内地区	最上	139	57	196	113	52	165	81.3	91. 2	84. 2	26	5	31
地区	置賜	435	142	577	381	126	507	87. 6	88.7	87. 9	54	16	70
	庄内	602	294	896	527	266	793	87. 5	90.5	88.5	75	28	103
	前年	2,376	703	3,079	2,071	620	2,691	87.2	88.2	87.4	305	83	388
文	寸前年比	▲ 65	▲ 59	▲ 124	▲ 71	▲ 47	1 18	▲ 0.7	0.8	▲ 0.3	6	▲ 12	A 6

^{*} 本調査には、縁故・自営・公務員を含んでいる。内定率の増減はポイント数である。

平成28年度山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施について

■労働安全衛生法の改正(H26.6.25公布、H27.12.1施行)

医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(年に1回以上)及び医師の面接指導を実施することが事業者の義務となった(50人以上の事業場)。

1 ストレスチェック制度の実施目的

- 職員自身のストレスへの気づきを促す。
- ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。
- 職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図る。
- 2 実 施 期 間 平成 28 年 11 月 15 日~28 日 ※平成 29 年度は 9 月実施予定
- 3 実 施 対 象 者 3,940 人 (一般職の常勤職員、1週間の勤務時間が29時間以上で継続 勤務(予定)期間が1年以上の非常勤嘱託職員等)
- **4 実 施 者 数** 2,640 人 (実施率:67.0%)
- **5 高ストレス者数** 219 人(高ストレスの割合: 8.3%)
- 6 県教育委員会全体の集計分析結果 別添のとおり

7 ストレスチェック実施後の対応

- (1) 高ストレスと判定された者に対する対応
 - ① 医師の面接指導の実施

ストレスチェックの結果、高ストレスと判定され、職員が申し出た場合に産業 医等による面接指導を実施する。面接指導の医師が、就業上の措置が必要と判断 した場合は、所属長は必要に応じ人事労務担当者と協議を行い、就業上の措置を 講じる。(福利課保健師が高ストレス者に対し、メール等により申出勧奨を実施。)

- ② 福利課保健師のメール相談
- ③ メンタルヘルス健康相談事業等(既存事業)に関する情報提供

(2) 職場環境の改善につなげる対応

- ストレスチェック受検者 10 人以上の所属毎に集計・分析を行い、その結果を 所属長等に情報提供する。
- 所属長は衛生委員会等に結果を報告、審議し、職場環境の改善につなげる。

8 市町村立学校教職員に対するストレスチェック制度の実施

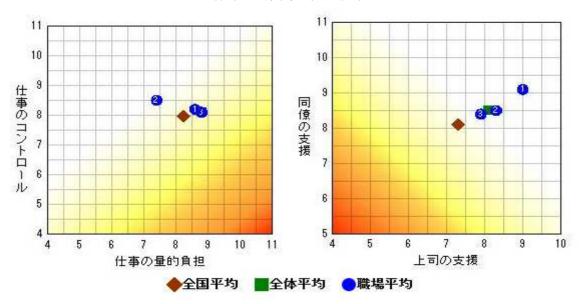
- (1) ストレスチェック制度実施義務者 各市町村教育委員会
- (2) 平成28年度におけるストレスチェック制度実施予定市町村教育委員会20市町村教育委員会(平成28年8月時点)

区分別実施率及び高ストレス者割合

No	実施区分	診断 者数	対象 人数	実施率	高ストレス 者数	高ストレス者 割合
	県教委全体	2,640	3,940	67.00%	219	8.30%
1	本庁・教育事務所及び教育センター	305	374	81.60%	18	5.90%
2	教育機関(教育センター及び県立学校を除く)	53	98	54.10%	7	13.21%
3	県立学校	2,275	3,461	65.70%	194	8.53%
	集計分析対象外(出向、派遣等)	7	7	100.00%	0	0.00%

仕事のストレス判定図

期 間:2016年11月15日~28日 全体平均:期間の利用者平均



			人数			平均	点数		健康リス	くク(全国平	均:100)
No.	実施区分	全体	男 (人)	女 (人)	量的 負荷	コントロール	上司の 支援	同僚の 支援	量-コント ロール 判定 (A)	職場の 支援判定 (B)	総合健康 リスク (A)× (B)/100
*	全国平均	-	-	-	8.2	8.0	7.3	8.1	100	100	100
•	全体平均	2,640	1,520	1,120	8.8	8.1	8.1	8.5	102	89	91
1	本庁・教育事務所及び 教育センター	305	215	90	8.6	8.2	9.0	9.0	100	77	77
2	教育機関(教育センター及び県立学校を除く)	53	36	17	7.4	8.5	8.3	8.5	90	87	78
3	県立学校	2,275	1,263	1,012	8.8	8.1	7.9	8.4	102	90	92

[※]平均点数について、仕事の量的負荷は、数値が大きいほどストレス度が高くなり、 仕事のコントロール、上司の支援及び同僚の支援は、数値が小さいほどストレス度が高くなる。

平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

1 対象 小学校5年生・中学校2年生(全国悉皆調査)

本県実施校及び人数

小学校	255 校	男子	4,529	名	女子	4,385	名	合計	8,914	名
中学校	98 校	男子	4,864	名	女子	4,718	名	合計	9,582	名

^{*}本調査はH20年度から実施。H22年度から24年度は抽出調査(H23年度は震災のため中止)

2 体力・運動能力調査結果

(1)体力合計点(実技調査した8種目の合計点)

		山形県	全国	全国差	H27山形県	前年度との差
小学校	男子	53.46 点	53.92 点	-0.46	53.36 点	+0. 10
5年生	女子	55.79 点	55.54 点	+0. 25	55.71 点	+0.08
中学校	男子	42.50 点	42.13 点	+0. 37	42.33 点	+0. 17
2年生	女子	49.71 点	49.56 点	+0. 15	49.22 点	+0. 49

(2)種目別結果(全国平均値を上回った種目: + 、全国平均値を下回った種目: -)

		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ボール投げ
1 小子仪	男子	+	_	_	+		+	_	_	+
5年生	女子	+	_		+		+	_	_	+
中学校	男子	+	_	+	_	+	+	+	+	+
2年生	女子	+	_	_		+	+	+	_	+

3 運動習慣、運動やスポーツに関する意識調査結果

(網掛け:全国と比べ良好な県平均)

		,	小 学 校	5 年 生	Ξ	中学校2年生				
	質 問 内 容	男	子	女	·子	男	子	女	子	
		県平均	全国平均	県平均	全国平均	県平均	全国平均	県平均	全国平均	
運動	運動部・スポーツクラブへの所属(加入)	75.5%	79.3%	53.1%	51.6%					
習慣	運動部所属複数回答可 (運動部)					86.4%	78.5%	66.4%	58.3%	
関の状	運動部所属複数回答可(スポーツクラブ)					18.5%	16.6%	12.8%	9.5%	
況	1週間の総運動時間の 平均(分)(体育の授業を除く)	521.7	602.9	341.9	370.3	936.9	964.3	721.0	685.2	
運動。	運動やスポーツをすること (好き・やや好き)	94.8%	93.4%	89.3%	87.7%	91.3%	89.0%	80.9%	78.4%	
関する意識	運動やスポーツは大切 (大切・やや大切)	93.1%	92.6%	90.0%	90.0%	93.1%	90.9%	87.6%	84.8%	
識 ツ に	(保健)体育の授業は楽しい (楽しい・やや楽しい)	95.1%	94.8%	91.5%	91.7%	91.7%	88.3%	86.8%	83.0%	

平成28年度「未来に伝える山形の宝」登録について

平成28年11月18日(金)開催の「未来に伝える山形の宝」登録審査委員会(会長 伊藤清郎)において、3件の申請に対して登録に適すると県知事へ報告が行われ、平成28年12月20日(火)に登録証交付式を実施しました。県内では下記のとおり重点テーマ1件、推奨テーマ2件が新たに登録されましたので報告します。

記

1 今回登録された団体の概要

○重点テーマ

最上川が運んだ文化と黒塀の豪農屋敷群(黒塀のまちなみ保存活用協議会 中山町)

中山町岡地区は県指定有形文化財「柏倉家住宅」を中心とした一族による屋敷群を配し、周囲には総延長約1kmにも及ぶ黒塀と歴史的建造物が一体となった美しい景観を形成している。最上川舟運により栄えた黒塀の豪農屋敷群の景観、ひな人形や築山庭園などの上方文化等を後世に伝えていく取組みを行う。

○推奨テーマ

出羽三山信仰に育まれた歴史と文化の里 岩根沢(岩根沢地域づくり協議会 西川町)

出羽三山参詣の要所として栄えた宗教集落であり、国指定の重要文化財「月山出羽湯殿山三神社社殿」を中心に、岩根沢太々神楽や宿坊での六浄豆腐を含む精進料理などの食文化の継承を図っている。特色ある歴史と文化が調和した岩根沢文化を地区民一体となって次世代に引き継いでいく取組みを行う。

黒沢峠敷石道を未来へ(黒沢峠敷石道保存会 小国町)

越後米沢街道・十三峠は、山形から新潟へ抜ける貴重な街道としてイザベラ・バード等の著名人が往来するとともに、交易の道として青苧などの積荷の往来が活発であった。悪路の解消を図った敷石道の姿を復活させ、当時の様子を後世に伝えている。黒沢峠敷石道を中心とした景観とこの地の歴史を後世へ引き継いでいく取組みを行う。

2 その他

- ・山形県内の登録件数は 19件(重点6、推奨13) ⇒ 22件(重点7、推奨15) となります。
- ・「未来に伝える山形の宝」登録制度とは

文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や交流の拡大につなげていくことを目的に、地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを「未来に伝える山形の宝」として登録します。

「未来に伝える山形の宝」登録制度について

制度の目的・趣旨

地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを、「未来に伝える山形の宝」 として登録・推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、 地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的としています。 (平成 25 年度創設)

「未来に伝える山形の宝」とは

文化財は、指定の有無にかかわらず、先人が大切に守りのこしてくれた宝物であり、山形県民 として誇れるものを、地域で守り、活用し、未来に継承していこうという思いや活動を含めたも のが「未来に伝える山形の宝」です。

登録の対象

歴史・文化・自然など共通するテーマで結び付いた<u>複数の文化財により構成</u>されており、文化 財の保存と、地域(歴史的・文化的・自然的な結びつきを有する一定のエリア)における文化財 の活用が一体となった取組みを登録します。

【重点テーマ(最上川の文化遺産)】

最上川の文化的景観、自然的特性、歴史的・文化的特性を活かした取組み

《自然的特性》地形、地質、動植物等

《歴史的・文化的特性》流通・往来、舟運を介した交流文化、 河川管理の歴史、農林水産業との関わり、文学・芸術等

【推奨テーマ】

地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を表しているもの

〈要件〉 ※重点、推奨共通

- ・構成する文化財の保存・活用の考え方が示されていること
- ・構成する主な文化財が、国、県又は市町村の指定・登録を受けているか、指定・登録の候 補としての評価が可能であること
- ・地域の活性化や交流の拡大につながる継続した取組みであること

登録された取組みの概要

※今回登録

【重点テーマ】最上川の文化的景観、自然的特性、歴史的・文化的特性を活かした取組み

取組みの名称	団体名	構成文化財
最上川における近世舟運文化 黒滝編	黒滝会	・近世日本の往来形態の舟運跡・地球創生活動様態を示す岩盤群
最上川・五百川郷の宝物がたり	NPO法人朝日町エ コミュージアム協会	・佐竹家住宅・木造薬師如来立像 ・西五百川小学校三中分校 など
<重要文化的景観> 最上川の流通・往来及び左沢町場の景観	大江町	・最上川 ・月布川・旧最上橋 ・左沢楯山城跡・建築物(24 件)など
幻想の世界に息づく最上峡の自然と歴史文化	戸沢村	・最上峡・仙人堂・幻想の森 ・一夜観音
直江石堤と米沢市芳泉町の生垣・町並み景観	米沢市芳泉町町内会	・六十在家街道両側の石垣・生垣、残 存する茅葺屋根民家の町並み景 など
風水にふれる里 最上川舟運と清水城址	大蔵村	・清水城跡 ・合海田植え踊り など
※最上川が運んだ文化と黒塀の豪農屋敷群	黒塀のまちなみ保存 活用協議会	・柏倉家住宅 ・柏倉惣右衛門家住宅 など

【推奨テーマ】地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を活かした取組み

取組みの名称	団体名	構成文化財
出羽の地に華開いた仏教文化 慈恩寺「悠久の魅力」	寒河江市	・本山慈恩寺本堂、慈恩寺舞楽を含む 建造物、仏像群、無形民俗文化財など
人と農、歴史がまじわる「原蚕の杜」	新庄市エコロジーガ ーデン交流拡大プロ ジェクト実行委員会	・旧農林省蚕糸試験場新庄支場 ・原蚕の杜のクワの大木
旧矢島街道でつなぐ加無山系番楽と女甑山の 大カツラ	真室川町	・平枝番楽 ・釜淵番楽 ・八敷代(はっしきだい)番楽 など
「安久津八幡」~千年の夢をつなぐ~	高畠町	・八幡神社本殿、三重塔、舞楽殿 ・安久津延年、田植舞、倭舞 など
下小松古墳群と希少な自然が織りなす里山の 風景	川西町	・下小松古墳群・チョウセンアカシジミ など
能と歌舞伎 伝承の里 山五十川	山五十川古典芸能保 存会	・山戸能 ・山五十川歌舞伎
人をつなぎ、文化をつむぐ羽州街道 楢下宿 金山越	上山市	・羽州街道 楢下宿 金山越 ・旧丹野家 など
置賜地方の草木塔が語りかける自然と人間の 共生	やまがた草木塔ネッ トワーク	・塩地平の草木塔 ・大明神沢の草木塔 など
鳥海山信仰が育んだ 蕨岡の歴史と文化	遊佐町蕨岡まちづく り協会	・鳥海山 ・杉沢比山 ・蕨岡延年 など
白竜湖 心の風景を未来へ	南陽市	・白竜湖 ・新田堤 など
十三峠街道と宇津峠 青苧とイザベラ・バードの道	手ノ子地区協議会宇 津峠部会	・道普請供養塔 ・馬頭観世音碑 ・宇津明神跡 など
城下町の町割り・歴史と文化 そして最上川の景観	酒田市	・總光寺庭園 ・庄内松山城大手門 ・松山能 など
沃野が広がる南山形 〜氷河期から刻む2万年の歴史と恵みの里〜	東北文教大学・南山 形地区創生プロジェ クト委員会	・谷柏古墳群 ・津金沢の大スギ など
※出羽三山信仰に育まれた歴史と文化の里 岩根沢	岩根沢地域づくり協 議会	・摂社 月山出羽湯殿山三神社社殿 ・岩根沢太々神楽 など
※黒沢峠敷石道を未来へ	黒沢峠敷石道保存会	・敷石道 ・一里塚 ・古屋敷(峠の茶屋) など

☆文化財とは…

建造物や美術工芸品、土偶などの有形文化財、民俗芸能などの無形文化財、古墳や城跡、庭園、 樹木、動植物などの記念物、文化的景観などです。

☆保存、活用の取組みとは…

- ・文化財の保存修理と公開、文化財等を巡るまち歩きルートの作成、まち歩きのためのマップの 作成や案内板の設置、案内人の養成・・・など
- ・能や歌舞伎などの民俗芸能を核に、上演される舞台の修理、衣装や道具の更新、県外やイベントでの上演、後継者の育成・・・など

❖他にも・・・

歴史的価値を持つ建造物、地域にゆかりのある史跡や景観地、旧街道などの往来、巨木などの記念物とそれらを育んだ自然などをテーマとした多様な取組みが考えられます。

「新庄まつりの山車行事」を含む「山・鉾・屋台行事」の ユネスコ無形文化遺産登録について

1. 概 要

昨年3月に、ユネスコ無形文化遺産登録(代表一覧表記載)に向けて文化庁からユネスコ事務局に提出した、本県の「新庄まつりの山車行事」を含む「山・鉾・屋台行事」の提案について、12月1日(木)、ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会において「記載」の決議がなされた。

※ユネスコ無形文化遺産登録は本県初

2. 登録までの経緯

平成 21 年 9月 第4回政府間委員会 (アブダビ・アラブ首長国連邦) において「京 都祗園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」がユネスコ無形文化遺 産に登録

平成 26 年 3月 「京都祗園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」を拡張し、「新庄まつりの山車行事」を含む国指定重要無形民俗文化財を「山・鉾・屋台行事」としてグループ化して提案

平成 26 年 6月 ユネスコの審査件数の上限(50 件)を上回る提案(61 件)が各 国よりあったため、無形文化遺産の登録がない国の審査を優先す るという国際ルールに基づき、日本からの提案(「山・鉾・屋台行 事」)の審査が1年先送り

平成27年 3月 「山・鉾・屋台行事」を再提案 ※提案概要は別紙1、2のとおり

平成28年10月 「山・鉾・屋台行事」について評価機関より「記載」の勧告

平成28年12月 第11回政府間委員会(アディスアベバ・エチオピア)において、 「山・鉾・屋台行事」について「記載」の決議

3.「新庄まつりの山車行事」の概要

別紙3のとおり

<参考資料>

ユネスコ無形文化遺産について(文化庁)

「山・鉾・屋台行事」の概要

1. 名 称

山・鉾・屋台行事

2. 内 容

地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う 「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事

3. 分 野

祭礼行事

4. 構 成

国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」33件

5. 保護措置

伝承者養成, 記録作成, 原材料確保, 用具修理·新調 等

6. 提案要旨

- 〇 「山・鉾・屋台行事」は、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が 一体となり執り行う、各地域の文化の粋をこらした華やかな飾り付けを特徴と する「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事である。
- 祭に迎える神霊の依り代であり、迎えた神をにぎやかし慰撫する造形物である「山・鉾・屋台」は、木工・漆・染物といった伝統的な工芸技術により何世紀にもわたり維持され、地域の自然環境を損なわない材料の利用等の工夫や努力によって持続可能な方法で幾世にもわたり継承されてきた。
- 〇 「山・鉾・屋台」の巡行のほか、祭礼に当たり披露される芸能や口承に向けて、地域の人々は年間を通じて準備や練習に取り組んでおり、「山・鉾・屋台行事」は、各地域において世代を超えた多くの人々の間の対話と交流を促進し、コミュニティを結びつける重要な役割を果たしている。
- 〇 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は、コミュニティが参画した持続可能な方法での無形文化遺産の保護・継承の事例として、国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」(33件)

	T	1	1
行事名	保持団体	府県名	市町名
(時のへきみしゃないな) だ し ぎょうじ 八戸三社大祭の山車行事(平成 16 年国指定)	八戸三社大祭山車祭り行事保存会	青森県	八戸市
がのだま。 角館祭りのやま行事(平成3年国指定)	角館のお祭り保存会		仙北市
つきだましんめいしゃさい ひきやまぎょうじ 土崎神明社祭の曳山行事(平成9年国指定)	土崎神明社奉賛会	秋田県	秋田市
作物祭の屋台行事(平成 26 年国指定)	花輪ばやし祭典委員会		鹿角市
しんじょう 新庄まつりの山車行事(平成 21 年国指定)	新庄まつり山車行事保存会	山形県	新庄市
ひたをふりゅうもの 日立風流物(昭和 52 年国指定)	日立郷土芸能保存会	茨城県	日立市
たますです。 鳥山の山あげ行事(昭和 54 年国指定)	烏山山あげ保存会	栃木県	那須烏山市
かぬまいまみやじんじゃきい やたいぎょうじ 鹿沼今宮神社祭の屋台行事(平成 15 年国指定)	鹿沼いまみや付け祭り保存会	加小乐	鹿沼市
************************************	秩父祭保存委員会	林工旧	秩父市
がからなかかまでり たしまきらい (平成 17 年国指定)	川越氷川祭の山車行事保存会	埼玉県	川越市
佐原の山車行事(平成 16 年国指定)	佐原山車行事伝承保存会	千葉県	香取市
たかわかくるまやままつり かくるまやまぎょうじ 高岡御車山祭の御車山行事(昭和 54 年国指定)	高岡御車山保存会		高岡市
カラップ カラック カラック カラック	魚津たてもん保存会	富山県	魚津市
じまりはない人がいくうさい ひきやまぎょうじ 城端神明宮祭の曳山行事(平成 14 年国指定)	城端曳山祭保存会		南砺市
まいばくない つきやまぎょうじ 青柏祭の曳山行事(昭和 58 年国指定)	青柏祭でか山保存会	石川県	七尾市
高山祭の屋台行事(昭和 54 年国指定)	日枝神社氏子山王祭保存会		高山市
	八幡神社氏子八幡祭保存会	岐阜県	
古川祭の起し太鼓・屋台行事(昭和 55 年国指定)	古川祭保存会	以手术	飛騨市
たは 祭の軕行事(平成 27 年国指定)	大垣祭保存会		大垣市
まわりつしまでんのうきつり だんじりぶねぎょうじ 尾張津島天王祭の車楽舟行事(昭和 55 年国指定)	尾張津島天王祭協賛会		津島市·愛西市
知立の山車文楽とからくり(平成2年国指定)	知立山車文楽保存会		知立市
	知立からくり保存会	愛知県	
大山祭の車山行事(平成 18 年国指定)	犬山祭保存会	- 支加朱	犬山市
かがきしょひまつり だ しぎょうじ 亀崎潮干祭の山車行事 (平成 18 年国指定)	亀崎潮干祭保存会		半田市
まない。 須成祭の軍薬船行事と神護流し(平成 24 年国指定)	須成文化財保護委員会		蟹江町
とりで じんじゃ くじらぶわぎょうじ 鳥出神社の鯨船行事(平成9年国指定)	富田鯨船保存会連合会		四日市市
うえのてんじんまつり 上野天神祭のダンジリ行事(平成 14 年国指定)	上野文化美術保存会	三重県	伊賀市
(カないよりまつ) 桑名石取祭の祭車行事(平成 19 年国指定)	桑名石取祭保存会		桑名市
ながはまひきやままつり ひきやまぎょうじ 長浜曳山祭の曳山行事(昭和 54 年国指定)	公益財団法人 長浜曳山文化協会	滋賀県	長浜市
京都祇園祭の山鉾行事(昭和 54 年国指定)	公益財団法人 祇園祭山鉾連合会	京都府	京都市
はかたぎおんやまがたぎょうに 博多祇園山笠行事(昭和 54 年国指定)	博多祇園山笠振興会	2010日	福岡市
卢旃礼園大山笠行事(昭和 55 年国指定)	戸畑祇園大山笠振興会	福岡県	北九州市
からつ 唐津くんちの曳山行事(昭和 55 年国指定)	唐津曳山取締会	佐賀県	唐津市
大会にもみょうけんない 八代妙見祭の神幸行事(平成 23 年国指定)	八代妙見祭保存振興会	熊本県	八代市
ひ たぎおん いきやまぎょうじ 日田祇園の曳山行事(平成8年国指定)	日田祇園山鉾振興会	大分県	日田市
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

しんじょう やたい **「新庄まつりの山車行事」について**

しんじょう やたい

1 名 称 : 新庄まつりの山車行事

2 所 在 地 : 山形県新庄市

しんじょう やたい

3 保護団体 : 新庄まつり山車行事保存会

4 公開期日 : 毎年8月24日~26日

5 文化財の概要

① 文化財の特色

本件は、山形県新庄市において伝承されている山車の巡行を中心とする行事である。山車の作り物を毎年造り替える風流の山・鉾・屋台の祭りで、東北地方の日本海側に見られる風流の山・鉾・屋台の祭りの典型例の一つとして特色がある。

② 文化財の説明

新庄まつりの山車行事は、新庄市内20か町から各1台ずつ山車が出され、

てんまんじんじゃ

天満神社の神輿に供奉して巡行する行事である。

やたい

山車は歌舞伎や物語などに題材をとった作り物で飾られる。この作り物は各町内の若者達によって毎年新しく造り替えられる。祭りの日には自分の町内を出発した後、天満神社のある最上公園に集合して順に市内を巡行する。山車につく囃子は周辺部の農村の若者が受け持っている。

新庄まつりの山車行事は、宝暦6 (1756)年に前年の飢饉で疲弊した領民を励まそうとした新庄藩主の命により始まったと伝えられ、祭りの起源にも特色がある。

東北地方の日本海側に伝承される同種の行事の典型例の一つといえ、我が国の山・鉾・屋台の祭りの変遷を知る上でも重要である。





2016年12月現在

ユネスコ無形文化遺産について

条約の概要

2003年 無形文化遺産保護条約 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効] ※世界遺産条約[有形遺産](1972年採択.

【目 的】 ■ 無形文化遺産の保護

■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内 容】 ■「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(代表一覧表)の作成

■「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成

■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数:171

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

重要無形文化財 ■ 重要無形民俗文化財 ■■ 情報照会

■ 文化審議会決定

2008	のうがく	にんぎょうじょうるりぶんらく 人形浄瑠璃文楽	歌舞伎	
2009	ががく 雅楽 こしきじまのとしどん 飯島のトシドン[鹿児島] ちゃつきらこ チャッキラコ[神奈川]	おぢやちぢみ・えちごはうふ 小千谷縮・越後上布[新潟] おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと 「石川] だいにちどうぶがく 大日堂舞楽【秋田】	はやちねかぐら 早池峰神楽[岩手] だいもくたで 超目立【奈良】	あきうのたうえおとり 秋保の田植踊[宮城] おいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊[北海道]
2010	組羅	ゆうきつむぎ 結城紬 【表城・栃木】		
2011	みぶのはなたうえ		みのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら	たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ

士生の花田櫃[広島] 佐陀神龍[島根] 【情報照会】本美濃紙,秩父祭の屋台行事と神楽,高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ

なちのでんがく 2012 那智の田楽[和歌山]

にほんじんのでんとうてきなしょくぶんか 2013

和食:日本人の伝統的な食文化

和紙:日本の手渡和紙技術【石州半紙、本美濃紙、細川紙】 ※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財 (保持団体型中)で扱る大学連続では自1、個目は経済を 2014

2016 山·鉾·屋台行事 ※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】, 日立風流物【茨城】に, 国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】, 高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し, 計33件の行事として拡張登録。

たいほうしん かめんかそうのかみがみ 来訪神: 仮面・仮装の神々※ 提案中

※甑島のトシドンに、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島の -ントゥ【沖縄】,遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】,米川の水かぶり【宮城】,見島のカセドリ【佐賀】,吉 浜のスネカ【岩手】を追加して拡張提案【2016年3月提案】

登録までの流れ

■締約国からユネスコに申請(毎年3月)

[毎年, 各国1件の審査件数の制限]

- *2017・2018年は2年に1件の審査保障
- *無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
- ■評価機関による審査



- ■政府間委員会において決定 (翌年11月頃)
 - ① 記載(inscribe)
 - ② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求
 - ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、 次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
 - (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習, 儀式及び祭礼行事(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を 確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ 人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
- 4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り <u>幅広い参加</u>および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での<u>同意</u>を 伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内 にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

※「来訪神:仮面・仮装の神々」今後の予定

2017年 3月再提案

2018年11月審議

議第 1 号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部 を改正する規則の制定について

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部 を改正する規則

(山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則(昭和 40 年 4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条の7中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第4条の10中「準用する同条第3項」を「準用する同条第2項又は第3項」と、「第4条の8第1項中「第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「第6条の3第3項」と、「ものとする。この場合において、当該制限を請求する期間については、条例第6条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ものとする」と、同条第2項及び第3項中「第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「第6条の3第3項」と、前条第1項中「第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「第6条の3第3項」と、同項第1号」を「前条第1項第1号」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「「第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「第6条の3第3項」と、」を削る。

第12条第1項中「であつて」を「(第2号に掲げる者にあつては、」に、「とする」を「に限る。)とする」に改め、同条第4項中「の範囲内」を「(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第3項を第9項とし、第2項の次に次の6項を加える。

- 3 条例第16条の2第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を別記様式第5 号に記入して、県教育委員会又はその委任を受けた者に対し行わなければならない。
- 4 県教育委員会又はその委任を受けた者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第7項

において「申出の期間」という。) の指定期間を指定するものとする。

- 5 学校職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定され た指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短 縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された 指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、 改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を別記様式第5号に 記入して、県教育委員会又はその委任を受けた者に対し申し出なければならない。
- 6 県教育委員会又はその委任を受けた者は、学校職員から前項の規定による指定 期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の 規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指 定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、県教育委員会又はその委任を受けた者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第13条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、1月に満たない期間は、30日をもつて 1月とする。
 - 第12条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

- 第12条の2 介護時間の単位は、30分とする。
- 2 介護時間は、1日を通じ、勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時間の 終了の時刻まで連続した2時間(育児休業条例第 33 条第1項の規定による部分 休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部 分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間と する。

第 13 条の見出し中「の承認」を「及び介護時間の承認」に改め、同条中「の申請」を「又は介護時間の申請」に、「に定める」を「又は第 16 条の 3 第 1 項に定める」に改める。

第 17 条第 1 項中「、あらかじめ」を削り、「により、」を「により、介護時間を受けようとするときは別記様式第 6 号により、あらかじめ」に改め、同条第 2 項中「場合」を「介護休暇の承認を受けようとする場合」に、「条例第 16 条の 2 第 2 項

に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「介護休暇」を「介護休暇の承認」に、「期間」を「期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他県教育委員会が定める場合には、県教育委員会が定める期間)」に改め、同条第3項中「休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改め、同項ただし書中「当該申請に」を「当該介護休暇の申請に」に改め、同条第4項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

(第1面)

年 月 日

任命権者あて

所属学校名 職名 氏 名 名 旬

介護休暇承認申請書

下記により、介護休暇に係る指定期間を申し出るとともに、休暇をいただきたいので御承認くださるよう申請します。

記

※要介	護者に関	員する	る事項					※要介護者の状態及び具体的な介護の内容
氏		名						
続		柄						
同•	別	居		同	居	□別	居	
介護が	ぶ必要	と			年	В		
なっ	た時	期			平	月	日	

					指定其	期間の	申出	· 指	定					
	第	第1回				第	第2回				É	第3回		
※ 申出の期間	※ 申出目	※本人印	決 裁	期間	※ 申出の期間	※ 申出目	※ 本人印	決 裁	期間	半出の期間	※ 申出日	※ 本人印	決 裁	期間
年月日から年月日まで				月日	年月日から年月日まで				月日	年 月 日から 年 月 日まで				月日
備考					備考					備考				

					指定其	期間の	延長	· 短	縮					
	第	≨1回				第	第2回				笋	第3回		
※延長·短縮	*	*	決 裁	延長・短縮	※延長・短縮	*	*	決 裁	延長・短縮	※延長·短縮	*	*	決 裁	延長・短縮
後の末日	申出日	本人印	伏兹	後の期間	後の末日	申出日	本人印	伏叔	後の期間	後の末日	申出日	本人印	伏 叔	後の期間
(年月日から) 年月日まで				月日	(年月日から) 年月日まで				月日	(年月日から) 年月日まで				月日
(年月日から) 年月日まで				月日	(年月日から) 年月日まで				月日	(年月日から) 年月日まで				月日
備考					備考					備考				

			介護	休暇	の申	請 •	承 認				
*	申	請の	期	間		*		*	承認の		
	年 月	Ħ	時	間	日 時間数	申 年	請 月 日	本人印	可 否	決 裁	備考
	年 月 日から 年 月 日まで		時 分~ 時 分~		日時	年	月日		□承 認 □不承認		
	年 月 日から 年 月 日まで		時 分~ 時 分~		日時	年	月日		□承 認 □不承認		
	年 月 日から 年 月 日まで		時 分~		日時	年	月日		□承 認□不承認		
	年 月 日から 年 月 日まで	□毎 日 □その他()	時 分~ 時 分~		日時	年	月日		□承 認□不承認		
	年 月 日から 年 月 日まで	□毎 日 □その他()	時 分~		日時	年	月日		□承 認□不承認		
	年 月 日から 年 月 日まで		時 分~ 時 分~		日時	年	月日		□承 認 □不承認		
	年 月 日から 年 月 日まで		時 分~ 時 分~		日時	年	月日		□承 認 □不承認		
	年 月 日から 年 月 日まで	□毎 日 □その他()	時 分~ 時 分~		日時	年	月日		□承 認 □不承認		
	年 月 日から 年 月 日まで	□毎 日 □その他()	時 分~ 時 分~		日時	年	月日		□承 認 □不承認		
	年 月 日から 年 月 日まで	□毎 日 □その他()	時 分~ 時 分~		日時	年	月日		□承 認 □不承認		
		□毎 日 □その他()	時 分~ 時 分~		日時	年	月日		□承 認 □不承認		
		□毎 日 □その他()	時 分~ 時 分~		日時	年	月日		□承 認 □不承認		

			Ś)護	休暇	との 取 消	し等				
※ 休	暇の取	消し等	の 期	間			※ 本人印	決	裁	備	考
年	月 日	E	寺	間	j	日・時間数		V.	25%	νн	~
年年	月 日か 月 日ま [*]		分~ 分~	時時	分 分	日時					
年	月日か		分~	時		日					
年	月 日ま、	で時	分~	時	分	時					
年 年	月 日 月 日ま [*]		分~ 分~	時 時	分 分	時					
 年	月 日か				 分	日					
年	月 日ま		分~	時	分	時					
年 年	月 日か 月 日ま [*]		分~ 分~	時 時	分 分	時					
年年	月 日か 月 日ま [*]		分~ 分~	時 時	分 分	日時					
年年	月 日か 月 日ま [*]		分~ 分~	時 時	分 分	日時					
年年	月 日か 月 日ま [*]		分~ 分~	時時	分 分	日時					
——— 年 年	月 日か 月 日ま [*]		分~ 分~	時 時	 分	目					
 年 年		b 時	 分~ 分~	時時	 分 分	日時					
——— 年 年	月 日か 月 日ま [*]	ò 時	分 分~ 分~	——— 時 時		日日					
———— 年 年		o 時	 分~ 分~	時時	 分 分	時					

様式第6号

(第1面)

年 月 日

任命権者あて

介護時間承認申請書

下記により介護時間をいただきたいので御承認くださるよう申請します。

記

※要介護者に関す	る事項		※要介記	養者 σ	状態及び	具体的	な介護	の内容		
氏 名										
続柄										
同 • 別 居	□同居	□別居								
介護が必要と なった時期	年	月 日								
連続する3年の期間	間									
年 月 日	日から 年	月 日まで	5							
※ 申	請(か 期	間		*		*	承認の		
年 月	日	時	間		年 月		本人印	可 否	決 裁	備考
	□毎 日 □その他()	午前 時 午後 時	分~ 時 分~ 時	分 分	年	月日		□承 認□不承認		
年 月 日から 年 月 日まで	□毎 日 □その他()	午前 時午後 時	分~ 時 分~ 時	分 分	年	月日		□承 認 □不承認		
	□毎 日 □その他()	午前 時午後 時	分~ 時 分~ 時	分 分	年	月日		□承 認 □不承認		
	□毎 日 □その他()	午前 時午後 時	分~ 時 分~ 時	分 分	年	月日		□承 認 □不承認		
	□毎 目 □その他()	午前 時午後 時	分~ 時 分~ 時	分 分	年	月日		□承 認 □不承認		
	□毎 日 □その他()	午前 時 午後 時	分~ 時 分~ 時	分 分	年	月日		□承 認 □不承認		
	□毎 日 □その他()	午前 時 午後 時	分~ 時 分~ 時	分 分	年	月日		□承 認 □不承認		
(*\r\n \\ \\ \\\n \\ \\ \\\\\\\\\\\\\\\\			7 \		1					

(第2面)

*		申	請	0	7	期		間		*			*	承認の				
	年	月	目		時			間		申 年 月	請日		本人印	可 否	決	裁	備	考
年年	月 月	日から 日まで	□毎 日 □その他()	午前 午後	時 時	分~ 分~	時 時	分 分	年	月	日		□承 認□不承認				
年年	月月		□毎 日 □その他()	午前 午後	時 時	分~ 分~	時時	分 分	年	月	日		□承 認□不承認				
年年	月月		□毎 日 □その他()	午前 午後	時 時	分~ 分~	時時	分 分	年	月	日		□承 認□不承認				
年年	月月		□毎 日 □その他()	午前 午後	時時	分~ 分~	時時	分 分	年	月	日		□承 認□不承認				
年年	月月		□毎 日 □その他()	午前 午後	時時	分~ 分~	時時	分 分	年	月	日		□承 認□不承認				
年年	月月		□毎 日 □その他()	午前 午後	時時	分~ 分~	時時	分 分	年	月	日		□承 認□不承認				
年年	月月		□毎 日 □その他()	午前 午後	時時	分~ 分~	時時	分 分	年	月	日		□承 認□不承認				
年年	月月		□毎 日 □その他()	午前 午後	時時	分~ 分~	時時	分 分	年	月	日		□承 認□不承認				
年年	月月	日から 日まで	□毎 日 □その他()	午前 午後	時時	分~ 分~	時時	分 分	年	月	日		□承 認 □不承認				
年年	月月		□毎 目 □その他()	午前 午後	時時	分~ 分~	時時	分 分	年	月	日		□承 認 □不承認				
年年	月月		□毎 目 □その他()	午前午後	時時	分~ 分~	時時	分 分	年	月	日		□承 認 □不承認				
年年	月月		□毎 目 □その他()	午前午後	時時	分~ 分~	時時	分 分	年	月	日		□承 認 □不承認				
年年			□毎 日 □その他()	午前午後	時時	分~ 分~	時時	分 分	年	_ _	日		□承 認 □不承認				

											1					
*	休	暇	の	取	消	l	等	の	期	間	※本人印	決	裁	備	考	
	年	月		目			時		間			沃	秋	7月	与	
	年	月	月	から		午前	前 時	分~	時	分						
	年	月	目	まで		午後	後 時	分~	時	分						
	年	月	目	から		午前	前 時	分~	時	分						
	年	月	目	まで		午後	後 時	分~	時	分						
	年	月	目	から		午前	前 時	分~	時	分						
	年	月	目	まで		午後	後 時	分~	時	分						
	年	月	月	から		午前	前 時	分~	時	分						
	年	月	目	まで		午後	後 時	分~	時	分						
	年	月	目	から		午前	前 時	分~	時	分						
	年	月	月	まで		午往	後 時	分~	時	分						
	年	月	日	から		午前	前 時	分~	時	分						
	年	月	月	まで		午後	後 時	分~	時	分						
	年	月		から		午前		分~		分						
	年	月		まで		午後		分~		分						
	年	月		から		午前		分~		分						
	年	月		まで		午往		分~		分						
	年	月		から		午前		分~		分						
	年	月		まで		午後		分~		分						
	年	月		から		午前		分~		分八						
	年	月		まで		午後		分~		<u>分</u>						
	年年	月 月		から まで		午 1 午後		分~ 分~		分 分						
	•															
	年年	月 月		から まで		午育 午後		分~ 分~		分 分						
	年年	月月		から まで		午 1 午		分~ 分~	時 時	分 分						
	平	月	口	まじ		十位	文 吁	ガ~	呣	ガ	1	l				

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に 関する条例施行規則(昭和31年11月県教育委員会規則第13号)の一部を次のように 改正する。

第1条の2中「、第4項、第5項及び第6項」を「及び第4項から第6項まで」に、「第13条」を「第12条第3項から第7項まで、第13条」に、「中」を「の規定中」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則別記様式第5号の改正規定及び附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年12月県条例第54号。以下「改正条例」という。)附則第3項において読み替えて準用する改正条例附則第2項に規定する学校職員の申出は、改正条例第3条の規定による改正後の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号。以下「改正後の条例」という。)第16条の2第1項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を第1条の規定による改正後の別記様式第5号に記入して、県教育委員会又はその委任を受けた者に対し行わなければならない。
- 3 県教育委員会又はその委任を受けた者は、前項の規定による指定期間の指定の申 出があった場合には、改正条例附則第3項において読み替えて準用する改正条例附 則第2項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日 までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 4 改正条例附則第3項において読み替えて準用する改正条例附則第2項に規定する学校職員(以下「学校職員」という。)は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を第1条の規定による改正後の別記様式第5号に記入して、県教育委員会又はその委任を受けた者に対し申し出なければならない。
- 5 県教育委員会又はその委任を受けた者は、学校職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日ま

での期間の指定期間を指定するものとする。

- 6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、県教育委員会又はその委任を受けた者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は附則第2項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第13条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 7 附則第2項から第6項までの規定は、改正条例附則第4項の規定において読み替えて準用する改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定について準用する。 この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

74日1年0年	7411年0年	744日16年4年
附則第2項	附則第3項	附則第4項
	改正条例第3	改正条例第4条の規定による改正後の市町村立学
	条	校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間
		及び休暇等に関する条例(昭和 27 年 12 月県条例
		第94号) 第2条において準用する改正条例第3条
	県教育委員会	市町村教育委員会
附則第3項	県教育委員会	市町村教育委員会
	附則第3項	附則第4項
附則第4項	附則第3項	附則第4項
	県教育委員会	市町村教育委員会
附則第5項	県教育委員会	市町村教育委員会
附則第6項	県教育委員会	市町村教育委員会
	山形県立学校	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員
	職員の勤務時	の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第1
	間及び休暇等	条の2において準用する山形県立学校職員の勤務
	に関する条例	時間及び休暇等に関する条例施行規則
	施行規則	

(準備行為)

8 附則第2項(附則第7項において準用する場合を含む。)の規定による指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

平成28年10月4日付け山形県人事委員会の報告等に基づく山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部改正を受け、規定の整備を図るため提案するものである。

平成 28 年 12 月 26 日提出

山形県教育委員会 教育長 廣 瀬 渉 玥 行

○山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に 関する条例施行規則

昭和40年4月1日山形県教育委員会規則第3号 (介護を行う学校職員の深夜勤務の制限)

第4条の7 前2条(前条第1項第3号及び第4第4条の7 前2条(前条第1項第3号及び第4 号を除く。)の規定は、条例第6条の3第4項 において準用する同条第1項の規定による条例 第16条の2第1項に規定する日常生活を営むの に支障がある者(第4条の10において「要介護 者」という。)を介護する学校職員の深夜にお ける勤務の制限について準用する。この場合に おいて、前条第1項第1号中「子」とあるのは 「条例第16条の2第1項に規定する日常生活を 営むのに支障がある者(以下この条において「要 介護者」という。)」と、同項第2号中「子が 離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をし た学校職員の子でなくなった」とあるのは「要 介護者と当該請求をした学校職員との親族関係 が消滅した」と読み替えるものとする。

(育児を行う学校職員の時間外勤務の制限)

第4条の8 一略一

第4条の9 -略-

(介護を行う学校職員の時間外勤務の制限)

第4条の10 前2条(前条第1項第3号及び第2|第4条の10 前2条(前条第1項第3号及び第2 項各号を除く。)の規定は、条例第6条の3第 4項において準用する同条第3項の規定による 要介護者を介護する学校職員の時間外勤務の制 限について準用する。この場合において、第4 条の8第1項中「第6条の3第2項又は第3項」 とあるのは「第6条の3第3項」と、「ものと する。この場合において、当該制限を請求する 期間については、条例第6条の3第2項の規定 による請求に係る期間と同条第3項の規定によ る請求に係る期間とが重複しないようにしなけ ればならない」とあるのは「ものとする」と、 同条第2項及び第3項中「第6条の3第2項又 は第3項|とあるのは「第6条の3第3項|と、 前条第1項中「第6条の3第2項又は第3項」 とあるのは「第6条の3第3項」と、同項第1 号中「子」とあるのは「条例第16条の2第1項 に規定する日常生活を営むのに支障がある者 (以下この条において「要介護者」という。)」 と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取

改正案

○山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に 関する条例施行規則

昭和40年4月1日山形県教育委員会規則第3号 (介護を行う学校職員の深夜勤務の制限)

号を除く。)の規定は、条例第6条の3第4項 において準用する同条第1項の規定による条例 第16条の2第1項に規定する要介護者(第4条 の10において「要介護者」という。)を介護す る学校職員の深夜における勤務の制限について 準用する。この場合において、前条第1項第1 号中「子」とあるのは「条例第16条の2第1項 に規定する要介護者(以下この条において「要 介護者」という。)」と、同項第2号中「子が 離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をし た学校職員の子でなくなった」とあるのは「要 介護者と当該請求をした学校職員との親族関係 が消滅した」と読み替えるものとする。

(育児を行う学校職員の時間外勤務の制限)

第4条の8 一略一

第4条の9 一略一

(介護を行う学校職員の時間外勤務の制限)

項各号を除く。)の規定は、条例第6条の3第 4項において準用する同条第2項又は第3項の 規定による要介護者を介護する学校職員の時間 外勤務の制限について準用する。この場合にお いて、前条第1項第1号中「子」とあるのは「条 例第16条の2第1項に規定する要介護者」と、 同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消し により当該請求をした学校職員の子でなくなっ た」とあるのは「要介護者と当該請求をした学 校職員との親族関係が消滅した」と、同条第2 項中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるの は「前項第1号又は第2号に掲げる」と読み替 えるものとする。

消しにより当該請求をした学校職員の子でなく なった」とあるのは「要介護者と当該請求をし た学校職員との親族関係が消滅した」と、同条 第2項中「第6条の3第2項又は第3項」とあ るのは「第6条の3第3項」と、「次の各号に 掲げるいずれかの」とあるのは「前項第1号又 は第2号に掲げる」と読み替えるものとする。 (介護休暇)

- 定める者は、次に掲げる者であつて学校職員と 同居しているものとする。
 - (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - (2) 学校職員又は配偶者(届出をしないが事 実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) との間において事実上父母と同様の関係にあ ると認められる者及び学校職員との間におい て事実上子と同様の関係にあると認められる 者で、県教育委員会が別に定めるもの
- 2 条例第16条の2第1項の県教育委員会が定め2 条例第16条の2第1項の県教育委員会が定め る期間は、2週間以上の期間とする。

(介護休暇)

- 第12条 条例第16条の2第1項の県教育委員会が第12条 条例第16条の2第1項の県教育委員会が 定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者 にあつては、職員と同居しているものに限る。) とする。
 - (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - (2) 学校職員又は配偶者(届出をしないが事 実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) との間において事実上父母と同様の関係にあ ると認められる者及び学校職員との間におい て事実上子と同様の関係にあると認められる 者で、県教育委員会が別に定めるもの
 - る期間は、2週間以上の期間とする。
 - 3 条例第16条の2第1項に規定する職員の申出 は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」 という。) の指定を希望する期間の初日及び末 日を別記様式第5号に記入して、県教育委員会 又はその委任を受けた者に対し行わなければな らない。
 - 4 県教育委員会又はその委任を受けた者は、前 項の規定による指定期間の指定の申出があつた 場合には、当該申出による期間の初日から末日 までの期間(第7項において「申出の期間」と いう。) の指定期間を指定するものとする。
 - 5 学校職員は、第3項の申出に基づき前項若し くは第7項の規定により指定された指定期間を 延長して指定すること又は当該指定期間若しく はこの項の申出 (短縮の指定の申出に限る。) に基づき次項若しくは第7項の規定により指定 された指定期間を短縮して指定することを申し 出ることができる。この場合においては、改め て指定期間として指定することを希望する期間 の末日を別記様式第5号に記入して、県教育委 員会又はその委任を受けた者に対して申し出な ければならない。
 - 6 県教育委員会又はその委任を受けた者は、学 校職員から前項の規定による指定期間の延長又

間の初日から当該申出に係る末日までの期間の 指定期間を指定するものとする。 委員会又はその委任を受けた者は、それぞれ、

は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、 この項又は次項の規定により指定された指定期

- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、県教育 申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若 しくはこの項の規定により指定された指定期間 の末日の翌日から第5項の規定による指定期間 の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に 係る末日までの期間(以下この項において「延 長申出の期間」という。) の全期間にわたり第 13条ただし書の規定により介護休暇を承認でき ないことが明らかである場合は、当該期間を指 定期間として指定しないものとし、申出の期間 又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし 書の規定により介護休暇を承認できないことが 明らかな日である場合は、これらの期間から当 該日を除いた期間について指定期間を指定する ものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、1月 に満たない期間は、30日をもつて1月とする。
- 9 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
 - 勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時 間の終了の時刻まで連続した4時間(当該介護 休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受 けて勤務しない時間がある日については、当該 4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務し ない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時 間とする。

(介護時間)

- 第12条の2 介護時間の単位は、30分とする。
- 2 介護時間は、1日を通じ、勤務時間の開始の 時刻から連続し、又は勤務時間の終了の時刻ま で連続した2時間(育児休業条例第33条第1項 の規定による部分休業の承認を受けて勤務しな い時間がある日については、当該2時間から当 該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減 じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護休暇及び介護時間の承認)

第1項に定める場合に該当すると認めるとき 例第16条の2第1項又は第16条の3第1項に定 - は、これを承認しなければならない。ただし、| める場合に該当すると認めるときは、これを承|

- 3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、10 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ 勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時 間の終了の時刻まで連続した4時間の範囲内と する。

(介護休暇の承認)

第13条 県教育委員会又はその委任を受けた者第13条 県教育委員会又はその委任を受けた者 は、介護休暇の申請について、条例第16条の2 は、介護休暇又は介護時間の申請について、条 当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障が ある日又は時間については、この限りでない。

- 第17条 学校職員が介護休暇を受けようとすると|第17条 学校職員が介護休暇を受けようとすると きは、あらかじめ別記様式第5号により、県教 育委員会又はその委任を受けた者に申請し、こ れらの承認を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、条例第16条の2第2項2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合 に規定する介護を必要とする一の継続する状態 について初めて介護休暇を受けようとするとき は、2週間以上の期間について一括して申請し なければならない。
- 育委員会又はその委任を受けた者は速やかに当 該申請に係る休暇の承認をするかどうかを決定 するものとする。ただし、当該申請に係る期間 のうち、当該申請があつた日から起算して1週 間を経過する日後の期間については、当該経過 する日までに承認をするかどうかを決定するこ とができる。
- 4 県教育委員会又はその委任を受けた者は、介4 県教育委員会又はその委任を受けた者は、介 護休暇について、その事由を確認する必要があ ると認めるときは、証明書類の提出を求めるこ とができる。

認しなければならない。ただし、当該申請に係 る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時 間については、この限りでない。

- きは別記様式第5号により、介護時間を受けよ うとするときは別記様式第6号により、あらか じめ県教育委員会又はその委任を受けた者に申 請し、これらの承認を受けなければならない。
- において、1回の指定期間について初めて介護 休暇の承認を受けようとするときは、2週間以 上の期間(当該指定期間が2週間未満である場 合その他県教育委員会が定める場合には、県教 育委員会が定める期間) について一括して申請 しなければならない。
- 3 第1項の申請があつた場合においては、県教3 第1項の申請があつた場合においては、県教 育委員会又はその委任を受けた者は速やかに当 該申請に係る介護休暇又は介護時間の承認をす るかどうかを決定するものとする。ただし、当 該介護休暇の申請に係る期間のうち、当該申請 があつた日から起算して1週間を経過する日後 の期間については、当該経過する日までに承認 をするかどうかを決定することができる。
 - 護休暇又は介護時間について、その事由を確認 する必要があると認めるときは、証明書類の提 出を求めることができる。

任命権者あて

榛式第5号

	Τ.				Γ.		T		Γ								Τ		Γ		Г		i			
	1	盖 6												,												
		K K					-														,					
	乗器の	百	温	口不承認		承.		口不承認	一条 認	□不承認		□不承認		口不承認	口承 認	14		口不承認	口承 認	口不承認		承	□承 認	□不承認		
	*¥ ₩																		-	·····						
驗		ш.		п	ī	π	1	п	1	п.	1	п	I	п	1	п	,	11		п		ш		п	1	п
承	eliz.	H	1	Ę	-	щ	I	щ	2	щ	،	Ψ.	1	T,		L	1	щ	г	щ	ľ	Γ	1	Ę	1	叮
牆	# *	併	1	ll	1	#	1	#	. 1	#	1	#	1	#	1	#	1	#	1	#	1	#	1	#	{	#
#F	*-	·	П	些	П	盤	ш	盐	ш	盘	ш	业	ш	世	ш	世	-	盐	m	盐	ш	世	ш	世	=	世
8		日 時間数						•		,																•
盛		噩	农	尔	4	尔	农	\$	❖	\$	\$	✡	尔	尔	尔	农	♠	尔	尔	ℿ	∜	ℴ	≉	ℿ	尔	≉
*			性	盐	盐	世	世	盐	盘	盐	盐	世	盘	查	盐	世	盐	盐	畫	盐	世	盐	世	世	世	盐
撇	至		~₩	~₩	₩~	-₩	Α~	~₩	₩~	% ∽	~	~₩	~₩	~₩	~₩	~₩	~₩	~₩	₹~	~₩	~≪	~₩.	~	~∜	~	~₩
\Leftarrow		申		世	按		抽	盐	生	世		雪	盐	盘	世		世	盐	世		盘		<u>*</u>	盐	世	世
	9			_		_		_		_											L					_
					-			_				\Box		\Box		\Box		\mathbb{C}		\Box		\Box		\Box		
	北	ш	口毎日	口その色	口毎日	口その他	口毎日	口その他	口毎日	口その他	日毎日	口やの街	日毎日	口その他	日毎日	口その他	日毎日	口その他	日毎日	口その他	申□	à	自毎日	口ゃめ街	口毎日	口その他(
	#-	Я	日から	ま田	日から	まる	日から	田楽	日から	ままる		まま	ट्रक्षम	日まで	日から	日まる	日から	日まで	日から		日から		日から	ままる	日から	
		#	Ħ	Э	町	Я	匠	町	Щ	Ħ	町	町	Ä	Я	町	Ħ	町	Я	田	Ħ	町	町	Щ	Э	A	Ħ
	*		种	#	#	#	#	井	舟	華	专	#	華	争	年	華	年	丰	争	#	年	サ	#	#	车	#

*	h					•																			•		
#	E																								·		
報										i																	
惄																									4		
★ *																			*								
	日 · 時間数	н	華	Ħ	盐	H	抽	Н	曲	В	盐	Н	业	Н	本	Н	盘	H	盐	ш	時	Н	盘	Ш	申	Ш	盐
		₹	ঽ	尔	₹	农	₹	农	₹	尔	҈ҡ	₹	₹	₹	킉	₹	҈₹	₹R	₹ R	农	\$	农	₹	尔	农	尔	R
期間	諨	盐	盐	盐	盐	盐	盐	盐	盐	业	盐	世	欪	盐	欪	世	世	盐	盐	盐	申	盐	世	盘	盐	业	世
6		~₩	% ∽	~₩	~₩	~₩	~₩	~₩	~₩	~₩	~₩	~₩	~	~₩	~₩	~₩	₩~	~₩	~₩	%~	₩	~₩	~₩	~₩	Α~	~₩	~₩
し等	華	业	盘	批	盐	盘	世	业	盐	业	盐	业	业	盐	世	业	盐	盐	盘	盘	盐	垂	盐	盐	盘	盐	盐
取消	ш	日から	日まで	B 20-6	日まで	B 23.6	日まで	14 th	日まる	B から	日まる	日から	日末の	日から	日末で	日から	日まで	日から	日まで	B 23.6	日まで	9.¢∃	日まで	日から	日まで	日から	E H F
暇の	月	用	A	A	A	A	月	Я	A	A		田			Я	Ħ		田		A		Я	-	A			月
*	年	种	年	年	年	种	年	年	年	争	中	争	种	年	本	种	年	枡	(世	争	争	种	年	年	年	#	舟

(第3面)		ı	童														-							-				
		, ,	K K														-											
	り等	* * * *																										
	の取消		日·時間数	Н	盐	ш	華	Н	世	ш	盐	В	世	Ħ	世	Ħ	盐	Н	垂	ш	華	Ħ	盘	Ħ	查	Н	盐	
	休暇		疆	*	≉	*	分	₩	℀	ℴ	✡	⟨₹	ҟ	℀	✡	℀	≉	4	<₽	∜	*	₩	尔	≉	\$	₩	尔	
	介 護	靐		盐	盐	盐	盐	盐	盘	盐	盐	盐	盐	盘	盐	也	盐	盐	由	盐	盘	盐	业	世	世	盐	盐	
	1	の期		~₩.	~₩	~₩	~₩	~₩	% ~₩	~₩	~₩	~∜	₩~	~₩	~₩	~₩	~₩	~₩	₩	~₩	~₩	~₩	~₩	~₩	₩~	~₩	₩~	175.
-		か	盘	盐	盘	盐	世	盐	盐	监	盘	业	查	查	盐	盐	世	盐	盘	盐	盐	盘	盘	盐	盘	世	盐	汉は押
		受受	п	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	B A S	日また	B A S	田米で	日から	日まで	Ð.45	日まで	日から	日まで	B A S	日まで	B As B	日まで	日から	日まで	(※印の欄は学校職員が記入又は押印する。
		殿	Я	用	Я	Я	用	Ħ	Я	Ą	Я	Д	В	田	В	田	月	Ħ	A.	A	Я	田	Я	A	Ħ	瓩	Щ	は学校
		※	サ	#	垂	舟	#	种	#	年	申	争	#	争	サ	#	年	サ	#	#	#	₩	#	#	#	枡	#	(※円の

試第6号						1	(第1面)
任命権者あて						#	H H
		*	所属学校名 職名	学校名 職名 氏	名圖		
下記により介	介 護 時 間 承 認 申 請 書 下記により介護時間をいただきたいので御承認くださるよう申請します	介 職 きたいので御	時間承回を記録を記述されます。 おおお こうしょう しょう しょう しょう かいきん かいきん しょう	認 申 請 書 よう申請します。	٥		
			밅				
※要介護者に関する事項	する事項		※要介護者の	※要介護者の状態及び具体的な介護の内容	介護の内容	:	
田 名							
統称	100						
同明問居	回回	口別居					
介護が必要と なった 時期	#	ЯВ					
16							
#	日から 年	月日まで					
* #	計 目 月	の事	噩噩	4 ※ 4 ※ 4 ※ 4 ※ 4 ※ 4 ※ 4 ※ 4 ※	※ 本人印 承 認 の 可 否	栄養	布
年 月 日から 年 月 日まで	から □毎 日まで □その他 ()	4 中 4 大 中 4 人 4 日 4 人 4 日 4 人	分~ 時 分分~ 時 分	年月日	日本 総		
年月日から年月日まで	vら □毎 日 : で □その他 ()	午前 時 5 午後 時 5	分~ 罪 分分~ 罪 分	年月日	一承 四十年 01年 01年		
年月日から年月日から年月日まで	から 口毎 日まで 口その他 ()	午前 時 分午後 時 3	分~ 罪 分分~ 罪 分	年月日	口 本 総 総		
年月日から年月日まで	から 口毎 日 まで 口その他 ()	午前 時 5 午後 時 5	分~ 再 分分~ 两 分	年月日	一承 四个承認		
年月日から年月日から年月日まで	·5 □毎 日 で □その他 ()	午前 時 5 午後 時 5	分~ 罪 分分~ 時 分分~	年月日	□承 認 □不承認		
年 月 日から 年 月 日まで	·ら □毎 日 で □その他 ()	午前 時 5 午後 時 5	分~ 時 分 分~ 時 分	年月日	□承 鹮□不承鹮		
年月日から年月日まで	·ら□毎 日 で□その他()		分~ 時 分 分~ 時 分	年月日	口承		
(※印の欄は学	(※印の欄は学校職員が記入又は押印する	は押印する。)					

						1										
(第2面)	領								,				-			
	# #															
	承認の	ie .	□承 □不承認	□承 □不承認	□承 □不承認	□承 □不承認	口承 點 口不承認	□承 點 □不承認	□承 點 □不承認	口承 認 口不承認	□承 點 □不承認	□承 □不承認	□承 □不承認	□承 □不承認	□承 認 □不承認	
	* 本人印															
	掘	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月 日	
	*	<u>"</u>	\$ \$	农农	**	农农	\$ \$	安安	\$ \$	**	\$ \$	* *	* *	\$ \$	* *	
	噩	E	盤 盤	生 生	生生	性 性	由 由	古 由	古 古	* *	世 世	世 世	世世	世世	在 由	
			<i></i>	\$ ~ \$ ~	₩~	\$~ \$~	% ~ % ~	\$~ \$~	% ~ % ~	\$~ \$~~	\$~ \$~	<i>\$</i> ~~	\$~ \$~	Э~~	»~ »~	_
	解	盐	告 告	性性	生 生	路路	# #	告 告	性 性	22 22	性 性	性 性	* *	世 世	查查	ب چ
		***	午前 午後	午前午後	午前午後	午前午後	午前午後	午前午後	午前午後	午前午後	4	午前午後	午前午後	午前午後	年 金	を
	в		田 ()	日 ()	日 ()	日他()	日他()	日 ()	日 ()	в ()	()	目 他()	日()	日 ()	田 월	(※印の欄は学校職員が記入又は押印する。
	艦	ш	口毎日子の	□毎 日 □その他	口毎 口その	口毎 日 口その他	ロ毎 ロその	口毎日子の	口毎口その	日毎日その	ロ毎 ロその	口毎日	口毎ロその	口色ロその	口毎日口その他(競員が記
		H	日本の日本の	日から日まで	日から日まで	日から日まで	日から日まで	日から日まで	日から日まで	日から日まで	日から日本で	日から日まで	日から日まで	日から日まで	日本5日本6	は学校
		曲	用用	甲甲	用用	用用	月月	月月	Я	用用	Я	В Н	Я	Я	用用	9
	*		4 年	サ サ	サ サ	年年	年 年	サ サ	4 4	神中	##	争争	サ 争	年 年	サ サ	료 ※)

⊝ □							_		_				,														_		1
(第3面)	華																								:				
	#																												
×	* 本人印																												
	靈		₩	*	∜₹	尔	⋘	ℴ	⋘	҈Ҟ	ᅒ	ℿ	≉	≉	尔	谷	尔	≉	ᅒ	尔	₹	尔	≉	҈ҡ	∢	҈ҡ	₹	Þ	
	<u></u>		世	盘	世	盐	世	盐	世	盐	查	盐	世	盘	世	世	盐	做	虚	盐	盐	业	盐	盐	业	盐	梐	欪	
	6		₩~	~₩	₩~	~₩	~₩	%	-₩	~₩	₹	~₩	*	~	~₩	~₩	₩~	\$~	~₩	₹~	~₩	₩~	₹	~₩	~₩	~₹	%~	~	
	排		盐	盘	盐	盐	虚	盐	世	业	盐	盐	盐	世	盐	盤	盐	欪	盐	蜌	盐	业	盐	盐	盐	些	盐	欪	
	ا د	世	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	七前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	4世	午後	午前	午後	午前	午後	(※印の欄は学校職員が記入又は押印する。
	海		!																										異だ
	函	ш	目から	# P	94	日まで	H Ab G	日まで	2 cg	日まで	日から	日まで	\$ 5 ch	日まで	B ሙら	まる	₽ሙら	# P	日から	日まで	日から	日まで	日から	日まで	d.G	日まで	日から	## \$2	S記入又
	6		ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	ш	Щ		ш	ш	ш	Ш	ш	ш	ш	i	ш	ш	ш	Ш	ш	散員力
	畷	A	町	Э	A	Я	A	A	A	町	A	щ	町	町	Ħ	町	町	田	Я	Я	Я	Щ	Ħ	田	Я	Я	Я	町	は学校月
	*	争	#	#	种	#	争	年	争	中	争	争	争	#	#	#	#	井	#	本	#	井	并	争	争	本	#	#	1の欄
	*															i													<u>щ</u> Ж

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則 新旧対照表

> 現 行

○市町村立学校職員給与負担法に規定する学 校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 施行規則

昭和31年11月20日山形県教育委員会規則第13号 第1条の2 職員の勤務時間及び休暇等について|第1条の2 職員の勤務時間及び休暇等について は、この規則に定めるもののほか、山形県立学 校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行 規則(昭和40年4月県教育委員会規則第3号) の規定を準用する。この場合において、同規則 第3条第5項、第4条第4項及び第5項、第4 条の2第4号、第4条の3の2第2項、第4項、 第5項及び第6項、第4条の5 (同規則第4条 の7において準用する場合を含む。)、第4条 の6第3項(同規則第4条の7において準用す る場合を含む。)、第4条の8(同規則第4条 の10において準用する場合を含む。)、第4条 の9第3項(同規則第4条の10において準用す る場合を含む。)、第6条第2項、第13条、第 15条、第17条第1項、第3項及び第4項並びに 別表その他の項第2号、第3号、第7号、第10 号(同号申請をするときに提出すべき書類の欄 に限る。)、第12号(同号申請をするときに提 出すべき書類の欄に限る。)及び第13号(同号 申請をするときに提出すべき書類の欄に限る。) 中「県教育委員会」とあるのは、「市町村教育 委員会」と読み替えるものとする。

改正案

○市町村立学校職員給与負担法に規定する学 校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 施行規則

昭和31年11月20日山形県教育委員会規則第13号 は、この規則に定めるもののほか、山形県立学 校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行 規則(昭和40年4月県教育委員会規則第3号) の規定を準用する。この場合において、同規則 第3条第5項、第4条第4項及び第5項、第4 条の2第4号、第4条の3の2第2項及び第4 項から第6項まで、第4条の5 (同規則第4条 の7において準用する場合を含む。)、第4条 の6第3項(同規則第4条の7において準用す る場合を含む。)、第4条の8(同規則第4条 の10において準用する場合を含む。)、第4条 の9第3項(同規則第4条の10において準用す る場合を含む。)、第6条第2項、第12条第3 項から第7項まで、第13条、第15条、第17条第 1項、第3項及び第4項並びに別表その他の項 第2号、第3号、第7号、第10号(同号申請を するときに提出すべき書類の欄に限る。)、第 12号(同号申請をするときに提出すべき書類の 欄に限る。)及び第13号(同号申請をするとき に提出すべき書類の欄に限る。)<u>の規定中</u>「県 教育委員会 | とあるのは、「市町村教育委員会 | と読み替えるものとする。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する 条例施行規則等の一部を改正する規則の概要

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

- ・ 国家公務員について、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正による 介護休暇の分割取得、介護時間の新設等がなされた。
- ・ 平成 28 年 10 月の県人事委員会報告において、国に準じた対応を行う必要があると 言及されたことを踏まえ、県職員に対しても国家公務員にとられる措置に準じた対応 を行うため、県立学校職員、市町村立学校職員も含め、知事部局において 12 月県議会 で一括して条例の改正を行った。

【改正した条例】

- ☞ 職員の勤務時間に関する条例
- 職員の休日及び休暇等に関する条例
- ☞ 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
- ☞ 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
- ☞ 山形県職員等の育児休業等に関する条例

(2) 改正内容

① 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正 【対象職員】県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する学校職員

ア 介護を行う学校職員の時間外勤務の免除

介護を行う学校職員が請求した場合に、時間外勤務を免除

/ I I / J I	1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1
現行	改正後
制度なし	介護を行う学校職員の時間外勤務の免除【新設】

イ 介護休暇の分割

- ・ 学校職員の申出に基づき、所属長が指定期間(職員が介護休暇をできる期間) を指定
- 指定期間は、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で 指定

【介護休暇の分割取得 (例)】



ウ 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないこと(介護時間)を承認できる仕組みを新設
- ・ 介護時間を承認され勤務しない時間は、無給
- 介護時間と部分休業を併用する場合は、合わせて2時間まで取得可能

【介護時間の取得 (例)】



② 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する 条例の一部改正

【対象職員】市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する学校職員

・ 県立学校勤務時間条例の一部改正に伴い、これを準用する市町村立学校勤務時間条例について規定の整備を行った。

2 規則改正の概要

(1) 改正理由

- ・ 上記条例の改正を受け、介護休暇の分割取得の申請手続き等について規定する ため、人事委員会規則が改正される。
- ・ 人事委員会規則の改正内容に準じて、県立学校勤務時間条例施行規則等について、所要の規定の整備を行うもの。

(2) 改正内容

① 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正

ア 介護を行う職員の時間外勤務の免除に係る関係規定の整備

【改正内容】

(第4条の7、第4条の10)

・ 申請、承認手続きに係る規定

イ 介護休暇の分割に係る関係規定の整備

【改正内容】

(第12条、第17条第2項、別記様式第5号、附則)

- 祖父母、孫及び兄弟姉妹に係る同居要件の撤廃
- 指定期間に係る規定
- ・ 申請書様式の改正
- ・ 施行日時点において介護休暇取得中の学校職員に係る経過措置 等

ウ 介護時間の新設に係る関係規定の整備

【改正内容】

(第12条の2、第13条、第17条、別記様式第6号)

- 申請、承認手続きに係る規定(介護休暇と同様の手続き)
- ・ 取得単位、申請書様式を規定 等
- ② 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に 関する条例施行規則の一部改正
 - ・ 県立学校勤務時間条例施行規則に係る上記改正に伴い、これを準用する市町村立 学校勤務時間条例施行規則において読替規定を整備するもの。

(3) 施行期日

平成29年1月1日(ただし、介護休暇の経過措置については公布の日から)